

「酒類の公正な取引に関する基準案」に対する 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
総 論	基準の内容について賛成、適切な運用をお願いしたい。	今般策定される酒類の公正な取引の基準を適切に運用し、実効性のあるものにしてまいります。
	基準を遵守しようとした酒類業者が基準違反と認定されることのないよう酒類業者への説明をしっかりと行ってほしい。また消費者等に周知広報を行なってほしい。	基準についての説明会を酒類事業者向けに開催するとともに、パンフレットの作成、HPへの掲載などを通じて消費者にも周知してまいります。
	業者間の取引等に係る基本契約がある場合、その契約についても公正な基準を設けるべき。	業者間の取引等に係る基本契約に公正取引上問題が認められる場合には基準等に基づいて基本契約の見直しを指導していくことになると考えております。
	罰則の新設により、業者が委縮し、健全な価格競争を妨げられるのではないかと。最終的に消費者の財布に影響するので納得できない。	本基準案においては、総販売原価を下回らない限り指示等の対象とはならず、酒類業者の適切な経営努力で実現した安値販売は規制の対象となりません。また、価格のみならず、酒類事業への影響についても考慮することとしており、酒類業者を過度に委縮させ健全な価格競争を妨げるものではないと考えております。
	既に公正取引委員会から不当廉売に対するガイドラインが示されていることから、今回の基準も同一であることが望ましい。	改正法においては、酒税の保全及び酒類の公正な取引の円滑な運行を図るため、独占禁止法とは別に酒類業者が遵守すべき基準の策定を求めているところ、両者が必ずしも同一である必要はないものと考えます。なお、基準の策定に当たっては、改正法において公正取引委員会との協議を行うこととされており、基準と独占禁止法との整合性について一定の配慮がなされているものと考えます。
	「酒類の公正な取引に関する基準」の目的に記載されている(1)酒税法により財政上重要である、(2)致酔性及び習慣性を有するということと、「酒類の販売価格が販売に要する費用に利潤を加えたものとなるのが合理的である」ということとの間の論理的関係を明確に示すべきである。	酒類に課される酒税は、価格に織り込まれて流通段階で転嫁され、最終的に消費者が負担することが予定されています。そのため、酒税の保全を図るためには適正な転嫁が可能な価格設定が必要です。また、昨年5月に政府が策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」でも、酒類の特殊性を踏まえた販売価格の設定が望まれています。こうした酒類の特殊性から生じる多様な要請に応えるためには、一般論として、販売に要する費用に利潤を加えた価格を設定する必要があると考え方を示したものです。また、目的の内容は国税庁の「酒類の公正な取引の指針」を基本的に踏襲したものであり、酒類業者にも広く認知されているものと考えております。
	基準施行後も、取引実態調査状況や基準違反の事例を公表して欲しい。	基準施行後も、事例も含めて従来通り取引実態調査状況の公表を行ってまいりたいと考えております。

「酒類の公正な取引に関する基準案」に対する 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>基準等について、各国税局で解釈の相違が起こらないように体制の整備をお願いしたい。また、基準についての相談窓口を設置して欲しい。</p>	<p>基準の運用に当たっては、十分な職員研修の実施などにより統一的な運用に努めます。また、相談等については国税局又は税務署において対応できるよう体制整備を行ってまいります。</p>
	<p>酒類業組合法に基づく本基準案と独占禁止法に基づく「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(不当廉売ガイドライン)には同一又は類似の用語が多数含まれるが、目的の異なる2つの基準において同一又は類似の用語が不明確な形で使われると、事業者が混乱するおそれがあることから、その関係性について整理すべきである。</p>	<p>基準の各用語については、通達において明確化を図ることとしています。また、改正法では、基準の策定に当たって、あらかじめ公正取引委員会と協議すべき旨が定められており、独占禁止法との整合性を図っています。また、運用に当たっても、当庁と公正取引委員会との間で、不公正な取引及び基準違反が疑われる取引について相互に協議・報告する体制を整備することとしており、酒類業者に混乱を生じないよう取り組んでまいります。</p>
価 格 の 設 定	<p>酒類が、酒税の課される財政上重要な物であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等の特殊性を有することを踏まえた価格設定を行うよう指導が必要。基準において、一律の販売(仕入)価格を定めるべきではないか。</p>	<p>酒類の特殊性を踏まえた価格設定の重要性については、基準案の目的についても記載しており、これを踏まえて適切に指導を行ってまいります。</p> <p>改正法では、基準の策定に当たっては、酒類業者の経営努力を阻害し、消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされており、一律の販売(仕入)価格の設定を行うことは困難と考えます。今般策定する基準及び通達において、売上原価等の算定方法やリベートの取扱いを明確化しており、酒類業者において、適切な価格設定を行っていただきたいと考えております。</p>
	<p>販売価格が総販売原価を下回った場合には直ちに基準違反としてほしい。</p>	<p>酒類業者の健全な経営努力を阻害し、消費者利益を損なうことのないよう求める改正法の趣旨を踏まえれば、単に販売価格がいわゆる総販売原価を下回った場合にこれを基準違反の対象とすることは、酒類業者が過度に委縮することにより、消費者の利益を損なうおそれがあることから、基準案においては、酒類事業への影響についても考慮することとしております。</p>
	<p>商品ごとの総販売原価割れ販売の規制は、すべての商品の利益ミックスで収益管理する方法を否定するものではないのか。</p>	<p>酒類の特殊性を踏まえれば、酒類を総販売原価を下回る価格で販売することは、たとえ酒類事業全体として利潤を確保できる場合であっても望ましいものではありません。なお、各酒類業者による自由な個々の商品の利益設定、販売戦略等についてまで規制するものではありません。</p>

「酒類の公正な取引に関する基準案」に対する 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
販管費の 算 定	当該酒類取引に関係のない費用は売上原価にも販売費及び一般管理費にも算入されないことを明確にしていきたい。	酒類に係る販売費及び一般管理費の額は、原則として、それぞれの酒類の販売ごとに直接又は間接的に要した販売費及び一般管理費の額を積算して算出することになりますので、酒類の販売に全く関連しない費用については積算する必要はないものと考えております。
	販売費及び一般管理費について、どのような積算根拠で販売価格に反映させるのか判断が難しい。	酒類に係る販売費及び一般管理費の額は、原則として、それぞれの酒類の販売ごとに直接又は間接的に要した販売費及び一般管理費の額を積算して算出することになります。なお、酒類に係る販売費及び一般管理費の額は、原則として、それぞれの酒類の販売ごとに直接又は間接的に要した販売費及び一般管理費の額を積算して算出することとしております。ただし、一定の場合には、個別に積算するのではなく、一定の月、年又は年度等の期間における酒類に係る販売費及び一般管理費の額の酒類の売上高に対する割合を算出し、この割合を用いて販売費及び一般管理費の額を算出することとして差し支えない旨を通達において規定することとしております。
	(経費率の調査を行ったうえで、)小売業者、卸売業者ともに業態等によって販売管理費率は何%といった精緻なガイドラインを策定すべき。	販管費率は企業の業態、取引や経営の実態等によって異なることが一般的であるため、業態ごと等で適用される一定の販管費率を定めることは困難であると考えます。また、標準的な販管費率を設定することにより、かえって硬直的・機械的な運用となるおそれもあると考えます。
	販売費及び一般管理費を基準の総販売原価に盛り込むと、販売価格を抑えるために人件費を削らざるを得なくなる。	酒類の特殊性を踏まえれば、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなるのが合理的であると考えております。
正当な理由・継続性の判定	「継続して販売する」の意義を明文化すべき。	「継続して販売する」とは、単に何日間という基準ではなく、相当期間にわたって繰り返し販売することをいう旨通達に規定いたします。例えば、毎週・毎月又は隔週・隔月で、週末や特定の日に限って、品目や銘柄を変えて販売を行うような場合であっても、これを一連の販売行為ととらえ、対象期間内にその販売行為が繰り返し行われていると認められる場合には「継続して販売する」に当たります。
	正当な理由があれば酒類を継続して販売してもよいのか。	「正当な理由」とは、季節限定商品などで通常その販売が見込まれる時期を過ぎたもの、賞味期限までの期間が短いもの、ラベルや容器等に損傷等があるもの等、通常の価格で販売することが困難であることが認め

「酒類の公正な取引に関する基準案」に対する 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
		られる場合をいい、この場合は一時的に総販売原価を下回る価格で販売することも考えられますが、継続した廉売は公正な取引上問題のある取引に該当する場合があると考えております。
影響度の 判 定	「相当程度の影響を及ぼすおそれ」とあるが、「おそれ」の判断は主観的にならざるを得ず、主観で取引に規制をかけることは、自由競争の原理に反する。	通達において、「相当程度の影響を及ぼすおそれ」の有無の判断は、廉売事業者の規模、廉売の態様、広告の状況等の客観的な事実を踏まえ、酒類業者の酒類事業に与える影響を判断する旨規定いたします。
リベート の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入原価から控除できるリベートを限定することには賛成。 ・仕入原価から控除できるリベートを事前に公表して欲しい。 ・リベートを総販売原価の計算上控除することを認めると、企業間の格差の拡大につながる。 	<p>リベートは一般的な商行為であり、これを禁止することは営業活動への過度な規制となることから適当ではないと考えます。他方で、基準案においては、仕入価格から控除できるリベートを、原則として、①リベートに関する基準が明確に定められていること、②当該基準が取引の相手方に事前に示されていること、③対象酒類の仕入れと密接に関連するリベートであること、の全てを満たすものに限定することにより、リベートを透明化しその額を算定することを明確化しております。</p> <p>具体的には、年度末等に事後的に額が判明するリベートや、裁量的に支払われるリベート、広告費や販売活動の補助として支払われるチラシ協賛金等は仕入価格から控除できないことされています。この点は、通達においても明記いたします。</p>
	事後に確定するリベートの控除の可否を明確にして欲しい。	事後的に額が確定するリベートは、原則として仕入価格から控除できませんが、例えば、取引期間中の販売状況や過去の販売実績等から基準の達成が見込まれるリベートについては、当該期間中の販売に対応する額を上限に、仕入れに係る値引きとみなして差し支えありません。この点は、通達において規定することとしております。
	国税当局がリベートの支払いの事実や額を正確に把握することは困難と思われるが、リベートの支払いが透明かつ合理的になるように監督して欲しい。	リベートの取扱いについては、基準及び通達で規定することとしており、これに基づいて適切に指示等を行っていくこととなります。
	酒類メーカーや卸業者は合理的なリベートの支払い基準を定め公表(国税庁への提出)するべきである。	仕入価格から控除できる、リベートの支払基準については、取引の相手方に対して事前に示される必要があることとしており、広く対外的に公表する事まで求めるものではありません。
費用配賦 の 方法	各酒類業者が共通費の配賦方法を選択できることとすると、酒類業者間で公平性が担保されないのではないか。	通達において、共通費の配賦に当たっては、当該酒類業者が通常用いる会計処理の方法を用いることとしており、当該会計処理の方法が合理的な配賦方法と認

「酒類の公正な取引に関する基準案」に対する 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
		<p>められる場合は、各事業の売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比など、酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法を用いていると認められるときに限られる旨規定しております。</p> <p>また、各酒類業者が選択した合理的な配賦方法については、原則として継続して同じ方法を用いるなど、恣意的な配賦方法を容認することとならないよう運用してまいります。</p>
基準の運用	特に違反の多い業種を重点的に調査し、違反企業に対しては厳しく指導するとともに、改善計画の提出を義務付けるべき。また、基準違反を繰り返す可能性があるため、定期的な調査を行ってほしい。	調査の対象は、特定の業種等に限りませんが、基準違反が疑われる酒類業者に対しては、適切に調査を行ってまいります。基準を遵守しない酒類業者に対しては、指示等を含む適当な措置を講ずるなど、酒類の公正な取引環境の整備に向けて取り組んでまいります。また、基準違反の認定に当たっては、過去の指導状況についても考慮します。この点は、通達において規定することとしております。
	指示に基づく措置の完了までに猶予期間を設けるとともに、仕入先メーカーや販売先にも真摯に交渉に臨むように指導して欲しい。	通達において、指示に当たっては、具体的な指示事項やその履行までの期間等について、当該指示の対象となる酒類業者の事業規模や取引の相手方との関係、取引条件など、事業や取引の実態を十分に踏まえるべき旨規定しております。
	過度な調査や指導で事業者の適切な経営努力を阻害することがないようにお願いしたい。	また、御意見を踏まえて、酒類製造業者等がコスト上昇分の価格転嫁等の合理的な理由による取引条件の見直しの申入れに対し、これを一方的に拒否する場合には、適切に指導してまいります。
	改正法においては、基準の策定に当たっては、酒類業者の経営努力を阻害し、消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされているところ、基準の運用に当たってもその趣旨を踏まえ適切に取り組んでまいります。	「酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれ」の有無を判断するに当たっては、過去の改善指導等の状況についても考慮します。この点は、通達において規定することとしております。
その他	酒類販売免許の規制の強化をすべき。	今般策定する基準は、酒類販売業免許の付与要件を変更するものではありませんが、免許付与に当たっては酒税法に基づき適正に事務を行ってまいります。

「酒類の公正な取引に関する基準案」に対する 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	チラシに価格の掲載がない場合の公正取引委員会への不当廉売の報告には確認資料が必要か。	公正取引委員会への報告方法については、お答えする立場にありません。
	(アルコール健康障害や不適切な飲酒の誘引の防止等の観点から、)致酔性・依存性などの酒類の特性を踏まえ、以下のような規制を行うべきである。 ・清涼飲料水以下の価格での販売の禁止 ・消費者の購買意欲を駆り立てる販促活動の禁止 ・24時間営業の禁止 ・無人レジの禁止 ・ドラッグストア(の隣)での酒類の販売の禁止	改正法が、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的としていること、酒類業者の経営努力を阻害しないよう求めていることを踏まえると、清涼飲料水以下の価格での販売の禁止といった規制を基準に盛り込むことは困難であると考えます。 他方、酒類の特殊性を踏まえた販売価格の設定や不適切な飲酒を誘引するような広告・表示等については、平成28年5月に内閣府が策定したアルコール健康障害対策推進基本計画にも記載されているところ、この点も踏まえて酒類の公正な取引環境の整備や適正な販売管理の確保に引き続き努めてまいります。
	改正法に記載されている「消費者の利益」とは何か。	消費者の利益は、価格面だけでなく、良質な酒類の安定供給や安全性の確保、多様な商品選択、健康維持等様々な要素を含む概念と考えます。当庁としては、このような消費者利益の確保は、酒類の公正な取引環境の整備や適正な販売管理の確保等を通じて達成されるものと考えております。
	酒類販売協力員は、酒類販売管理研修の義務化に伴い酒販組合員に限定してほしい。	酒類販売協力員制度は、小売販売場における酒類の販売場の適正化と酒類の公正な取引環境の整備を図るため必要な調査を行うものであり、中立・公平かつ適正に業務を実施するため、広く一般から公募のうえ、酒類販売協力員を選考することとしております。
	酒販組合では、地域社会を支える社会的、公益的活動を実施してきたところ、組合員、業態を問わず酒類を扱うあらゆる方々の参加を促してほしい。	未成年者飲酒防止等の取組みなどの社会的・公益的活動については、広く酒類業関係者全体で取り組むべきものであると考えております。当庁としても、こうした観点からしっかりと取り組んでまいります。